

GIOSN

No. 186
令和4年07月20日発行
YMCニュース

ぎ
お
ん
の
す



SEARCH 吉田経営 GO

〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番
TEL 099-247-5655

CONTENTS 表 社長随想 3ヶ月の税務 1 2 税務情報 3 保険トピックス 4 お客様紹介 FACE 5 つれづれ草 編集後記



代表取締役社長 高橋 雷太

「正しく伝えるということ」

例年になく早い梅雨明けで、今年は暑い夏が予想される中、ロシア・ウクライナ問題を発端とする原材料価額の高騰、記録的な円安、電力不足など社会経済をとりまく環境は不安要素ばかりですが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

ある会社で、現場で業務の実施状況のヒアリングをしていたところ、「それは上からの指示で」という声があったので社長に確認したところ、「そんな指示はしていませんよ。それはそういう意味ではなく..こうこう、こういう意味ですよ。」という回答があり、結局、会社の方針が末端まで「正しく」伝わっていないということがありました。

そもそも「正しく伝える」ことはとても難しいことです。事実を正確に伝えることも、伝言ゲームを見ればわかるようにくちづつで数人伝えると、十中八九、元の事実とは大きく曲がって伝えられます。それは、人が何かを伝えるときにはその人の考え方や想いが必ず入ってしまうからです。

では、「正しく伝える」にはどうすればよいのでしょうか。それには「理念の共有」が不可欠です。伝えたいことのバックボーンにある理念が共有されていれば、伝えたい内容の変化の幅は少なくなります。同じ理念のもとでは、伝えられる内容は同じ感度をもって伝わるのだと思います。これは、企業理念が重要視される理由の一つであると思います。

想いを共有している人同士ではなにも言わなくてもわかることがある・・・「目と目で見つめあう」と同じです(笑)。そのような組織風土ができれば、「正しく伝わる」確度は高くなります。

しかし、理念は無形ですし、誰もが同じ強さで理念を大切にしているとも限らないので、時として簡単に理念の共有は壊れてしまいます。であるからこそ、常に理念の共有を図る必要があり、そのためには絶えることのないコミュニケーションが必要です。

社会経済環境の変化は激しさを増すばかりで、問題への対応の遅れが死活問題になるリスクもある中で、「正しく伝える」ことの重要性が増しています。ひいては常に理念を共有する努力をしなければなりません。

といいながら、この記事で私がみなさまに伝えたい内容が正しく伝わっているか否かは、私がいみなさまと十分に理念の共有ができていいるかどうかにかかっているのですが、果たしていかに...



税務情報

Tax information

成年年齢引下げに伴う、 贈与税・相続税への影響について

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。成年年齢の見直しは、約140年ぶりであり、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有すると考えられます。

この成年年齢引下げに伴い、贈与税・相続税に影響が生じています。主なものをご紹介します。



1 …… 贈与税

① 相続時精算課税

原則として60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

② 住宅取得等資金の非課税等

18歳以上の者が、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、父母や祖父母など直系尊属から自己の居住の用に供する住宅取得資金を取得した場合に、一定金額まで贈与税が非課税になる制度です。

③ 贈与税の特例税率

18歳以上の者が直系尊属から贈与により取得した財産に係る贈与税の計算の際に、特例税率の適用となり、通常の贈与税の計算より贈与税額が軽減される制度です。

2 …… 相続税

① 未成年者控除

相続人が相続等の日において18歳未満の場合は、相続税の額から一定の金額を差し引くことができる制度です。

区 分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の 贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の 贈与・相続等の場合
贈 与 税	●相続時精算課税(相続税法21の9) ●住宅取得等資金の非課税等 (相続特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2) ●贈与税の特例税率(相続特別措置法70の2の5) ●相続時精算課税適用者の特例 (相続特別措置法70の2の6～70の2の8)	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	●事業承継税制 (相続特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5)	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	●結婚・子育て資金の非課税 (相続特別措置法70の2の3)	結婚・子育て資金管理契約 締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約 締結の日において 18歳以上50歳未満
	相 続 税	●未成年者控除(相続税法19の3)	相続等の日において 20歳未満

国税庁ホームページより

3カ月の 税務

7月の税務

- 6月分源泉所得税・住民税の納付(7/11期限)
- 源泉所得税の納期特例(1～6月分)の納付(7/11期限)
- 5月決算法人の確定申告(8/1期限)
- 11月決算法人の中間・予定申告(8/1期限)
- 固定資産税第2期分の納付(8/1期限)
- 所得税予定納税第1期分の納付(8/1期限)
- 所得税予定納税減額承認申請(7/15期限)



印紙税の軽減措置の期限延長について

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」に係る印紙税の軽減措置について、令和4年3月31日までに作成される契約書が対象となっていました。令和6年3月31日までに作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されることになりました。

軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び「建設工事請負契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので、令和6年3月31日までの間に作成されるものです。

なお、不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「**契約金額**」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円(50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円(50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円(50%軽減)
500万円超 1千万円以下		1万円	5千円	5千円(50%軽減)
1千万円超 5千万円以下		2万円	1万円	1万円(50%軽減)
5千万円超 1億円以下		6万円	3万円	3万円(50%軽減)
1億円超 5億円以下		10万円	6万円	4万円(40%軽減)
5億円超 10億円以下		20万円	16万円	4万円(20%軽減)
10億円超 50億円以下		40万円	32万円	8万円(20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円(20%軽減)

注 不動産譲渡契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません(税率200円)。また、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものは非課税となります。

【収入印紙を誤って貼ったときは】

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。



国税庁ホームページより

【担当：萩原】

8月の税務

- 7月分源泉所得税・住民税の納付(8/10期限)
- 6月決算法人の確定申告(8/31期限)
- 12月決算法人の中間・予定申告(8/31期限)
- 個人事業税第1期分の納付(8/31期限)
- 個人事業者の消費税の中間申告(8/31期限)

9月の税務

- 8月分源泉所得税・住民税の納付(9/12期限)
- 7月決算法人の確定申告(9/30期限)
- 1月決算法人の中間・予定申告(9/30期限)
- 固定資産税第3期分の納付(9/30期限)

3



がん保険の今昔

かつてがんは不治の病として“がん=死”のイメージでした。従ってがん保険の保障内容は「死亡保障」や「入院保障」がメインとなっていました。

現在は医療技術の進歩に伴い、がんも治せる病気になりつつありますが、日本人が生涯でがんになる確率が男性の約65%、女性の約50%と言われているので、がんにかかるリスクは高いと言わざるを得ません。

このような状況の中、がん保険の保障内容は「死亡保障」から「診断給付金」へと変わってきています。



診断一時金とはがんと診断確定された場合、一時金として給付金が支払われるものです。一時金も以前は一度受け取ると消滅していましたが、最近は複数回支払(商品により1年に1回、2年に1回限度あり)の商品がほとんどです。

また、2回目以降の支払事由は再発・入院を条件としていますが、保険会社によっては外来治療が継続されていた場合(ホルモン剤・疼痛緩和治療含む)、在宅医療の緩和療法も支払事由に該当します。

がん治療は入院・抗がん剤治療・通院も過大な治療費が発生するだけでなく治療後の働けなくなるリスクもあるため経済的なリスクが多発に発生します。

がん保険の見直し



無駄な保障はありませんか？不足している保障はありませんか？

参考までにごがん診断一時金のみのシンプルな保障をS社で見積もりました。一時金のみの保障でも経済リスクはある程度カバーできると思います。

この機会に現在ご加入のがん保険を今一度、見直してみたいかがでしょうか。

〈条件〉 保険料	月払	一時金のみ	200万円	がん保険料免除特約有	
40歳男性		5,220円		40歳女性	4,940円
50歳男性		8,380円		50歳女性	5,700円
60歳男性		13,308円		60歳女性	6,820円

(終身保障／終身払い)

【担当：芦名】

5

Turezurefusa

つれづれ草

「趣味とフレイル対策」

瀬戸口 和行



長 年勤めた会社を60歳で定年退職し、出身地の田舎で生活するようになり、やっと自分の時間が持てるようになりましたが、没頭できるような趣味もなく、子供のころ好きだった釣りでもやってみるかという道具を買いそろえ、近場での浜釣り、磯釣りをしてみました。

その後、沖釣りに誘う人がいて、甑島近辺での船釣りも始めました。磯釣りは年齢・体力的に無理とやめましたが、キス釣りと船釣りは今も定期的に楽しんでいます。また定年退職までゴルフを自己流で30年ほどやっていたのですが、退職後は近所にゴルフ仲間がいなくなり、さらに釣りにハマり始めたこ

ともあって、1～2年後には全くゴルフはしなくなりました。

ところで、健康不安といえば咳喘息と若いころからの腰痛ぐらいしかありませんでしたが、60歳を過ぎてすぐに痛風、次に高血圧、65歳を過ぎて带状疱疹と、年齢を重ねると健康維持への努力が必要なることを痛感させられています。带状疱疹は喉の奥にでき、完治までの体力低下がすごくて、フレイル(加齢による虚弱)予防と対策を始めないといけないと思われました。

フレイル対策は、タンパク質重視でバランスの良い食事や楽しみながら継続できる運動、就労やボランティアなどの社会参加が重要と言われています。船釣りは揺れる漁船で10～12時間ほど楽しめますが、とても体力を使い、事前に体力強化のための運動などする気にはなりません。ゴルフは月イチのプレーでも、ストレッチやウォーキング、素振りなど継続していないと楽しめません。また、若いころは自己流の手打ちでそれなりのスコアでプレーできても、年を取ると飛距離も出なくなり、体幹を使ったスイングをしないと上手いきません。長年の悪癖を直すのは至難の業です。2年半ほど前からゴルフを再開しましたが、いくら練習しても道具を買い替えても上手くなりません。しかしながら、釣りだけでなく、フレイル予防のためにも下手なゴルフを続けていこうと思っています。

これから先も健康第一に、自立した生活を送っていききたいものです。



編集後記

田代 明美

時が過ぎるのはあっという間。1年前にオリンピックが開催されたのが遠い過去のように。コロナウイルスとの共存はいつくるのか?経済をまわすべく色々なイベントが感染対策を講じながら行われるようになったけれど、国民は不安なまま。今後、少しずつ不安は解消はされ、いつの日かこんな大変なことがあったと、懐かしく語り合う日がくることを期待して、しばらくはウイズコロナ生活を楽しく過ごせるといいですね。

